

平成29年3月22日

「三井生命ご遺族さぽーと」サービスの開始について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）は、平成29年4月1日より、死亡保険金のお支払いに際し、ご遺族（死亡保険金受取人）をサポートするための新しいサービスとして「三井生命ご遺族さぽーと」サービスを開始いたします。

当サービスは、死亡保険金のお支払いの際に、ご遺族の方に対して、相続に関するご相談をはじめ、公的機関や金融機関等への届出書類、ご遺族に発生する各種のお手続き等について無料の電話相談等さまざまなサポートをご提供するものです。

また、実際のお手続きを代行する専門家へのお取り次ぎや、ご遺族自身でのお手続きが困難な場合は、専門家によるお手続きの代行もご案内いたします。

当社では、保険会社として単に保険金をお支払いするという経済的なサポートだけでなく、大切な方を失ったご遺族のお気持ちに少しでも寄り添えるような心のこもったお手続きができるよう、営業職員への教育・研修等を通じて、ご遺族の“心のケア”のお手伝いを目指してまいりました。

今般当社では、これらに加え、ご心痛のなか、不慣れな諸手続きをしなければならないご遺族のために、少しでもその負担を軽減できないかという観点から当サービスを開始することにいたしました。

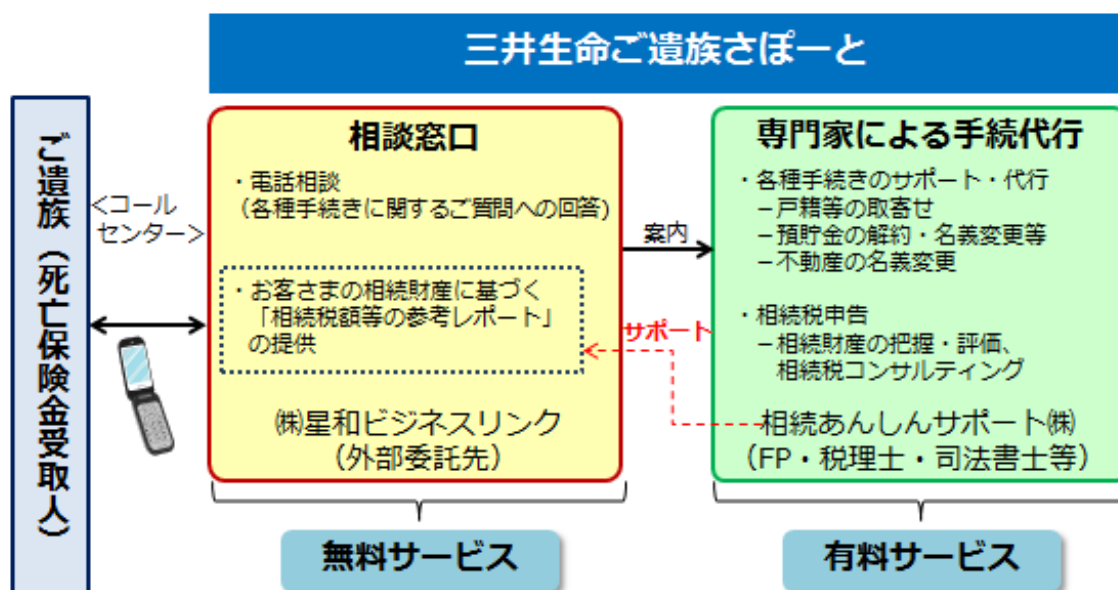
当社では、今後とも、お客さまへより一層のご安心をお届けするとともに、信頼いただけるサービスのご提供に努めてまいります。

記

「三井生命ご遺族さぽーと」サービスの内容

1. 被保険者が亡くなったことによりご遺族に発生する手続き等に関する電話相談^{※1}
 - <例>保険金にかかる税金に関すること
不動産の名義変更の方法
公的機関や金融機関の手続き方法や提出書類
2. 相続税額の目安等の参考レポートのご提供^{※2}
3. 各種の手続きを代行する専門家をご案内^{※3}
 - <例>相続税の申告
不動産の名義変更
各種手続きに必要な戸籍謄本の取寄せ・手続きの代行

金融機関窓口販売商品および契約者または受取人が法人である契約は対象外です。



(ご参考)

日本生命保険相互会社と三井生命保険株式会社は、先般の経営統合を機に、両社のシナジーを發揮すべく、グループ一体となってお客さまに最適な商品やサービスをご提供する体制を目指しております。

今回の「三井生命ご遺族さぽーと」サービスについても、日本生命が平成28年4月から開始している「ニッセイご遺族あんしんサポート」のノウハウを活用することで、当社における迅速かつスムーズなサービスの開始が可能となりました。

今後とも、日本生命と三井生命は、お客さまのニーズに迅速かつ確に対応するために、両社間での協力を推し進め、お客さまの利便性の向上に資するサービスの拡充・強化に取り組んでまいります。

以上

-
- ※1 電話相談サービスは当社の業務委託先である株式会社星和ビジネスリンクがご提供します。なお、無料電話相談は一般的な内容に関する相談受付・アドバイスであり、個別の対応が必要となる場合は相談内容に応じ、専門家（相続あんしんサポート株式会社）をご案内いたします。
 - ※2 参考レポートは、税理士監修のもと相続あんしんサポート株式会社をご提供します。一定の前提条件に基づく試算のため、相続税申告等には使用できません。
 - ※3 ご利用内容に応じて相続あんしんサポート株式会社が提携する税理士法人、司法書士法人、行政書士法人与契約を結んでいただきます。各専門家との契約に基づき手続きの代行を利用する場合、各専門家の定める利用料金がかかります。